

静岡産業大学経営学部スポーツ教育研究センター運営委員会規程

(設 置)

第1条 静岡産業大学経営学部スポーツ教育研究センター規程第8条（運営委員会）第1項の規定に基づき、経営学部（以下「本学部」という。）にスポーツ教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、本学部スポーツ教育研究センターの運営及び本学部のスポーツ活動の実施に関する事項を審議することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) スポーツに関する調査研究及び活動の基本方針と重要事項に関すること
- (2) スポーツ教育研究センターの事業計画の策定と調査研究成果の発表及び刊行物の発行に関すること
- (3) 総合スポーツクラブの企画、運営及び広報に関する助言
- (4) 授業等におけるスポーツ活動及び指導者教育の実施に関すること
- (5) 身体やスポーツ活動に関する測定及び研究環境に関すること
- (6) スポーツ関連施設の拡充、備品の購入及びそれらの維持管理に関すること
- (7) その他スポーツに関する調査、研究及び活動に関すること

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) スポーツ教育研究センター長
- (2) スポーツ科学研究室長
- (3) スポーツ保育研究室長
- (4) 学部長が選任した専任教員 若干名
- (5) 事務局長
- (6) 事務局次長（磐田事務局担当）
- (7) 総合スポーツクラブ運営事務局責任者

(任 期)

第5条 前条第4号の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、スポーツ教育研究センター長をもってこれに充てる。ただし、学部長は第4条第1号以外の委員を委員長に選出することができる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員会に副委員長を1名置き、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合スポーツクラブ運営事務局において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年11月28日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。